



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2021年8月31日（火）

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

担当 寺澤、橋本

内線 5031・5032

ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2021年8月号（No. 398）＞

減少しない美容医療サービスに関わる相談 ～契約内容、リスクについてしっかり検討を～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、美容医療サービスに関する相談が年間100～120件程度寄せられており、20代～30代の女性の契約者を中心に幅広い世代でトラブルが発生しています。

身近になりつつある美容医療サービスですが、契約内容や解約条件等に関するトラブルや、施術により火傷、傷を生じる危害も一定数発生しており、美容医療サービスを受ける前には契約内容・リスクについて事前によく検討する必要があります。

相談事例

- 外国製の熱作用がある超音波機を使用するシミ取りエステで口周りに火傷を負った。1ヶ月程度で皮膚は治ると説明されたが、1ヶ月経過しても赤みや痛みが取れない。
- 両目1万円台で二重埋没法の施術を受けられるという広告を見て医院を予約した。カウンセラーから「広告の料金は2点留め施術のもの。あなたは4点留めが必要。」と言われた。他にも顎へのボトックス注射、頬への脂肪溶解注射、再手術ができる保証への加入など、モニター価格で安くすると言われ、合計70万円のローン契約をしてしまった。

アドバイス

- 施術による効果だけではなく、リスク（副作用、術中術後の痛みや苦痛等）や、使用される医薬品・医療機器等の安全性・有効性等についても十分な説明を受け、納得してから美容医療のサービスを受けることが望ましいです。
- 「今契約すれば料金が安くなる。」といった勧誘に焦ってはいけません。契約金額は自分で払いきれだけの金額なのか、契約後に解約する場合の条件等を確認しましょう。
- 2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳以上であれば親権者の同意なく契約できるようになるため、未成年契約を理由に契約を取消することはできなくなります。
- 万一、美容医療サービスをめぐるトラブルに遭った場合は、「消費者ホットライン☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン☎188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。